



## 第八編

# 発足した農業協同組合

\*

\*

農協八五四組合設立

全国才四位の連合会数

連合会統出に痛烈な批判

不振組合統出と農協法の改

正

連合会の整備統合始まる

県農協指導協会発足

再建整備組合を指導

信用共済会と農協共済事業

開始

任意県中央会を設立

麦  
の  
穂

(読売新聞提供)

農協八五四組合が設立さる

老舗 小松町が山形県下のトップ切る

農業協同組合法が昭和二十二年（一九四七年）十一月十九日に公布し、十二月十五日に施行されてから、各町村では一斉に、しかも急速に農業協同組合の設立を準備して、翌二十三年三月二日には早くも東置賜郡小松町が県下のトップを切って、県知事の設立認可をうけ、県で、初の農業協同組合が誕生したのである。

この小松町はこの年から実に五十五年前の明治二十六年（一八九三年）一月に、当時、村の先達者がわが国の産業組合法生みの親、平田東助伯を招き、組合設立の手ほどきをうけて、山形県最初の信用組合を設立させた。その頃は産業組合法が出来る前であつただけに全国でも珍しいものであつたが、生きる人々は変り移り、この小松町は農業協同組合設立でも、又々県下のトップを切ったのであった。

その後、相次いで組合が続々誕生し、昭和二十四年（一九四九年）三月三十一日までに各種農業協同組合が実に八五四も設立された。設立過程を見ると、二十三年三月から六月までの四ヶ月間は、主として市町村単位の総合農業協同組合設立に重点

## 月別山形県農業協同組合設立状況 (昭和24年3月31日現在)

た。がおかれ、この期間に総合単協の九〇%以上が設立を終了し

六月以後は業種別の組合設立に移り、その主なものは養蚕組合で、大部分が部落毎に設立して、断然他の業種別組合の数を引き離した。その他、開拓、製炭、畜産、酪農、油肥、種鶏等の小規模組合から、郡あるいは県にわたった大きな組合まで設立されて、農業の全分野をほとんど組合で包んでしまったのである。

設立されたこれらの組合がどんな規模を持ち、どんな事業を持つたかを見ると、地区別では、部落単位が圧倒的に養蚕組合、開拓組合等四六三をかぞえた。市町村単位三七二、二市町以上郡以下九、郡以上県以下一〇という数字である。県一円を地域とした組合は連合会と同様に、農林省認可の、山形県油肥農業協同組合ただ一つである。

事業別では信用事業を除く、他の事業が多く、また信用事業と他の事業との兼営でも組合（一般）組合を除いては開拓、畜産等の出資組合だけである。数字で見ると、信用と他の事業との兼営三二八組合に対しても、信用を除く他の事業の兼営または単営五二六組合となっている。

### 三百名以下の組合が最も多い

次に組合員数別からながめた組合単協の設立状況は、三〇〇名以下の組合員を持っている組合が五六六で、総数二五五組合の二〇%に達しており、三〇〇名から四〇〇名の組合がそれに次いでいる。

組合数別にすると、（カツコ内が組合数）三〇〇名以下（五

秋の行事二つ  
上が山形市本沢の恒例、『カカシ・コンクール』下が農業祭（農業試験場、霞城公園、農協会館、千歳公園等を会場に賑々しく開かれた会館裏庭の特設演芸会場）



六）、三〇〇名～四〇〇名（四一）、五〇〇名～六〇〇名（三七）、六〇〇名～七〇〇名（三四）、七〇〇名～八〇〇名（二九）、四〇〇名～五〇〇名（二八）、八〇〇名～九〇〇名（一二）、九〇〇名～一、〇〇〇名（一一）、一、〇〇〇名以上（六）で、組合員数は総計一二九、二五二名である。

この数字は出資金の大小にもそのまま現れ、組合員の少ない組合は経済事業の基礎となる出資金も少く、十五万円以下のものが約半数に達していた。（カツコ内が組合数）

五万～十万（六二）、十万～十五万（五九）、二十万～二十五万（二七）、五万以下（二四）、十五万～二十万（一四）、三十万～四十万（一七）、五十万以上（一七）、二十五万～三十万（二三）、四十万～五十万（二二）

## 業種別農業協同組合(854)設立状況

(県知事認可 昭和24年3月31日現在)

一般組合で一市町村に二組合以上設立されたのは山形市の三組合（山形市、千歳、鈴川）をはじめ、二十四市町村をかぞえられた。これは地域的あるいは経済的理由によるものが多いが、中には行政府の勧告があったにもかかわらず、政治的、感情的な争いから、敢て、小地区に分立した町村もあり、農民の自由意志によって設立されたものとはどうしても受けとりかかる組合もあった。

市郡名	出資組合				非出資組合				計	
	一般	開拓	畜産	その他	計	養蚕	開拓	製炭	畜産	
山形市	3	1	—	—	1	5	—	—	—	—
米沢市	1	—	—	—	1	2	—	—	—	—
鶴岡市	1	—	—	1	3	1	—	—	—	1
酒田市	2	—	—	—	3	5	1	—	—	2
南村山郡	17	8	1	—	26	70	1	1	—	72
東村山郡	22	4	1	—	27	13	1	—	—	15
西村山郡	24	12	1	2	40	13	10	3	—	26
北村山郡	30	4	1	1	36	94	48	3	—	146
最上郡	24	4	—	1	29	11	40	—	1	52
南置賜郡	13	6	—	—	19	9	4	—	—	13
東置賜郡	23	5	—	4	32	22	9	—	—	31
西置賜郡	23	9	—	—	32	12	—	—	—	13
東田川郡	28	1	1	1	31	29	13	3	—	47
西田川郡	21	5	—	4	30	30	—	2	—	32
飽海郡	23	17	—	—	40	47	—	—	—	47
合計	255	76	6	19	356	352	126	12	2	498

注——開拓組合には開拓農村工業をふくむ、また農林大臣認可として酒田市、山形県油肥農業協同組合がある。

昭和二十四年三月三十一日現在で調査した二五五の一般組合の理事二、二三九名について見ると、さすがに新人が圧倒的に多く、一、四七二名（七〇%）、次は前農業会役員五九〇名で、元の農業会役員は僅かに一七七名と出ている。監事も同様で総数八〇九名のうち、新役員五五六名、前農業会役員一八二名、元農業会役員七一名である。この割合は養蚕、開拓、畜産等の組合の場合も同様で、新しい組織にふさわしく、新人の活動舞台が前途に展开了わけであった。

## 二組合以上設立の市町村

また二組合以上設立の市町村は、昭和二十三年三月十五日現在で次の二十四であり、さらにその後、最上郡舟形村、西置賜郡白鷹村にも二組合が設立された。

- 北村山郡 大倉、袖崎、東根、富本、福原、宮沢、常盤
- 最上郡 八向、萩野、西小国、東小国
- 東南置賜郡 吉野、金山、三沢、玉庭
- 西置賜郡 東根、津川
- 東西田川郡 念珠ヶ関、東郷、袖浦

これらの組合設立に組合の内外から批判が出たことは当然で、中でも最上郡では八向、西小国の組合員から強く合併論が叫ばれ、出資金十万円以下の弱小組合整備とともに、県、最上地方事務所が再三組合代表者を集め、合併を勧説したが、乱立の事情を云々するよりも一度スタートした組合を一本化することは容易な業ではなく、県でも合併勧説を数年後に見送ることにしてしまった。

農業協同組合法、農業団体法及び産業組合法の比較

		農業協同組合法(昭和二二年十二月施行当初)		農業団体法(昭和二三年七月廃止直前)		産業組合法(昭和十五年改正後)	
		種類	目的	事業	地区	種類	目的
総会議決		農業協同組合、同連合会	農民の協同組織の発達を促進して農業生産と力を図り、あわせて国民经济の発展を期する(オ一条)	信用、販売、購買、利用、農村工業、農業共同化、農地改良、農地管理、農業災害共済、(組合員の文化、生活の改善、团体協約締結(信連の兼営禁止)) (オ十一条)	市町村農業会、都道府県農業会、全国農業会	農業の整備発達を図り、会員の農業及び経済の発達に必要な事業を行う(オ十条)	組合員の産業又はその経済の発達を図る(オ一条)
役員	①選出	正組合員は農民(オ十二条)		農業の指導奨励、販売、購買、信用、利用、調査研究、行政庁への建議、答申(オ十四条)	市町村、都道府県、全国(オ一条)	農業の指導奨励、販売、購買、利用(オ一条)	産業組合、同連合会、同中央会
任期	②人員	出資及び非出資制(出資の金額、口数は制限がない)(オ十三条)		出資で出資一口三十円以内(オ三十六条、令オ二十六)	「当然会員」は農業者、土地所有者(オ十四条)	自然人、農事実行組合、養蚕実行組合(オ十一条の二)	
加入脱退	③任期	自由、但し脱退は六十日前の予告(オ二十、二十一条)	加入強制で「当然会員」は脱退不可(オ十八条)	出資で出資一口五十五円、一人三十口まで(オ十一、十七条)	有限、無限、保証(オ二条)	自然人、農事実行組合、養蚕実行組合(オ十一条の二)	
	④解任	自由、但し脱退は六十日前の予告(オ二十、二十一条)	加入強制で「当然会員」は脱退不可(オ十八条)	出資で出資一口五十五円、一人三十口まで(オ十一、十七条)	自由、但し脱退は六ヶ月前の予告(オ十九、五十条)	自然人、農事実行組合、養蚕実行組合(オ十一条の二)	
等議決権(オ十六条)	員	会員中より選挙、但し特任理事一名を設ける(オ二十八条)	①会員中より選任(オ二十五条)	①総会で組合員中より選任(オ二十五条)	①総会で組合員中より選任(オ二十五条)	組合員の産業又はその経済の発達を図る(オ一条)	
表决権は平等であるが、会則で別段の定をしてよく、又理事の専決処分の権限を認むを(オ二十二、二十四、四十七条)	役員	人数制限なし	②人数制限なし	②人数制限なし	②人数制限なし	組合員の産業又はその経済の発達を図る(オ一条)	
	役員	行政庁は改選年、監事二年(オ二十九条)	③理事三年、監事一年	③理事三年、監事一年	③理事三年、監事一年	組合員の産業又はその経済の発達を図る(オ一条)	
	役員	は解任権を持たない命令を出し得るが、総会は解任権を持たない命令を出し得るが、総会(オ二十八、二十九、四十七条)	④総会の議決、行政庁の解任命令で解任出来る(オ二十八条)	④総会の議決、行政庁の解任命令で解任出来る(オ二十八条)	④総会の議決、行政庁の解任命令で解任出来る(オ二十八条)	組合員の産業又はその経済の発達を図る(オ一条)	
		表决権平等					

配 当	賦 課 金	設 立	分 す る (オ五十二条)
普通配当六%以内 (則三十二)	普通配当六%以内 (則三十二)	特別賦課金が認められ、滞納処分も出来る (オ三十一、三十四条)	普通配当六%以内 (則三十二)
		有資格者 <sup>2/3</sup> 以上の同意を得て創立総会を開き、行政庁の設立認可をうける (オ十六条)	普通配当六%以内 (則三十二)
		七人以上が定款を作成し、地方長官に設立の許可を受ける (オ七、八条)	普通配当六%以内 (則三十二)
		事業、財産等の報告を徴収、検査、監督命令および処分を行ひ得る (オ六十条)	普通配当六%以内 (則三十二)
		理事を欠くときの仮理事選出 (オ六十条の二)	普通配当六%以内 (則三十二)
		組合経営悪化や不法行為等の場合の決議取消、業務停止、解散命令等 (オ六十一条)	普通配当六%以内 (則三十二)
		所得税、法人税、營業収益税を免除 (オ六十二条)	普通配当六%以内 (則三十二)
		組合の不動産取得等についても地方税免除 (オ六十二条の二)	普通配当六%以内 (則三十二)
その他	出資組合は所得税、法人税、營業税免除 (オ四十四条)	報告提出、調査等の命令 (オ五条)	組合の業務、会計の検査 (オ七十三条)
	組合員との間に専属利用契約を締結し得る (オ十九条)	事業施行、会則等の変更の命令 (オ四十条)	検査の結果による処置命令 (オ九十五条)
		業務、会計に関する監督上の命令 (オ四十三条)	目的外の事業を行つた組合の解散 (オ九十五条)
		臨時検査 (オ四十四条)	10以上組合員の要求による議決、選挙 (オ九十六条)
		理事を欠く場合の事務管掌 (オ四十五条)	選の取消 (オ九十七条)
		不法な総会決議の取消、業務の停止、解散等の命令 (オ四十七条)	公益違反の専属利用契約取消 (オ九十七条)
監 督	出資組合は所得税、法人税、營業税免除 (オ四十四条)	報告提出、調査等の命令 (オ五条)	組合の業務、会計の検査 (オ七十三条)
政府 の	組合員との間に専属利用契約を締結し得る (オ十九条)	事業施行、会則等の変更の命令 (オ四十条)	検査の結果による処置命令 (オ九十五条)
設 立		業務、会計に関する監督上の命令 (オ四十三条)	目的外の事業を行つた組合の解散 (オ九十五条)
		臨時検査 (オ四十四条)	10以上組合員の要求による議決、選挙 (オ九十六条)
		理事を欠く場合の事務管掌 (オ四十五条)	選の取消 (オ九十七条)
		不法な総会決議の取消、業務の停止、解散等の命令 (オ四十七条)	公益違反の専属利用契約取消 (オ九十七条)

〔註〕

- (1) 事業、出資、責任等はすべて単位組合によるもの。令は施行令、則は施行規則の略。
- (2) 各項のカッコ内の数字は当該法令の該当条項を示す。令は施行令、則は施行規則。

## 全国第四位の連合会数

各種連合会の設立は、市町村の組合がほとんど設立を終つた昭和二十三年五月頃から活発に開始された。

単協づくりの昂奮、ざわめきが漸く下火になると、それを見掛りにした各地の農協組合長会議、連絡協議会が一齊に開かれ、事業連別に設立発起人会、定款作成委員会、設立準備会、設立趣意書の配布等の手続きを経て、やがて次々に創立総会開催の案内広告が新聞紙上に掲載され、七月から九月にかけて盛大な創立総会が開かれた。

## 連合会設立経過

県信用農業協同組合連合会を皮切りに農林大臣認可の県連合会一一、県知事認可の郡等の地域連合会六が発足したがその年十二月現在で全国の連合会設立状況を見ると、農林大臣認可のもの三七八、県知事認可連合会四三八、また県連合会の多い順では青森県が一四、岩手県一三、福島県一二に次いで山形県の一一是全国第四位であり、さらに販連、購連を一県に二つづつ設立したのは山形県だけであった。

県信用連が七月二十二日、県販連が七月三十日、庄内販売連、庄内購買連が八月六日、統いて八月十日頃には県購買連、県養蚕連が設立認可をうけ、さらに県厚生連、県農村工業連が続き、九月に入つて県青果連、県開拓連と、十指でかぞえる県、またはそれに準じた連合会が文字通り続出したが、その外に屋代郷農村工業連合会が八月十日に設立認可をうけたのを最初に、田川農村工業、櫛引農畜産加工、飽海農産加工、共北農村工業、村山農村工業の六連合会が九月二十日までに設立を終え、二十三年中に連合会と名乗つたものが十六も出現した。

ただ家畜および畜産物の販売を目的とした県畜産販売農協連合会の設立は当時の山形軍政部、サリバン部長から設立延期命令を出されたために、翌二十四年まで持ち込み、一月十日に設立認可をうけた事情もあって、一七連合会の出揃いは二十四年となつたわけである。

名 称		設立年月日	認可会員数	役員員数	出資額	出資総額
山形県信用農業組合連合会	昭和三・七・三	三四〇	二四	二	四〇,〇〇〇円	四〇,〇〇〇,〇〇〇円
山形県販売会	〃	七・三〇	一四	一	二六八,〇〇〇円	二六八,〇〇〇,〇〇〇円
山形県庄内販売会	八・六	充	三	一	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
山形県庄内購買会	八・七	交	三	一	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
山形県養蚕販売会	八・一〇	二	三	五〇〇	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
山形県購買会	八・一四	六	九	三	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
山形県厚生会	八・一〇	一〇〇	三	三	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
山形県青果物販売会	九・一三	四〇	二	三	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
山形県農村工業会	九・二〇	六三	二	三	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
山形県開拓生産会	九・三七	一七	二	五	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
山形県畜産販売会	西一・一〇	八	三	一	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
	九	二	一	一	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
	一	一	一	一	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(注—以上一一連合会は農林大臣認可)

監	連	合	会
理	事	會	連合會
事	一	役員數	前農業員
事	二	役員數	元農業員
監	三五	役員數	新役員
監	一七	役員數	九
監	一	役員數	五三
監	一七	役員數	七

## 。地 域 連 合 会

山形市は戦災をうけなかつたが、戦争中さんざんに荒された市内にはかつ好な集会場等、ある筈がなく、連合会が発足した二十三年夏、市商工會議所や、県蚕糸業会館等を総会場に充てて、板床にムシロ表をしき、そこに戦じんがしみついでいるカーキ色の軍服や、着古した国民服に軍靴という組合長が会同した。

## 旧人の多い連合会役員

山形軍政部や、佐原県課長らから激励の祝辞をうけた後、胸を張って、『……連合会』設立を決議し、われるような拍手と歓声とで、連合会の運営を託す自分の代表、理事と監事を選び出した。理事、監事の選出には各郡とも組合長会議を開いて選考、各連合会に割り振りの方法をとつたが、選出された役員は、単協の場合とちがつて、新人よりも旧農業会役員が多い数字となつた。

(注)以上六連合会は県知事認可)

共北農村工業	九・六	一〇	五	三	二二〇〇	八〇、〇〇〇
村山農村工業	九・〇	一七	六	三	二二〇〇	一三五、〇〇〇

設立を終つた各連合会は全国連合会づくりに加わり、二十三年八月三十日、全国新聞情報連を発足させ、十一月六日には全国養蚕販売連、同月九日、全国指導連、十二日、全国購買、全国販売の両連合会、二十九日、全国開拓生産連、少しおくれて十二月二十四日には全国厚生文化連が設立して、単協、県連合会、とつながる一連の農業協同組合が活発に動き出したのである。

## 福助連合会と酷評

### 連合会分立に痛烈な批判

一市町村内に三つの農業協同組合が出来た以上に、十一の県連合会出現は『福助連合会』と酷評された、『頭でつかち(連合会)』で足もと(単協)フラフラ』という意味であつた。

当時組合づくりを指導、監督した佐原県農協課長もこのよう構想を持って臨んだものではなかつた、地理的にも県一円の県販売、県購売連合会と同床出来なかつた庄内の販連、購連は別として他事業との兼営が出来ない信連以外は一本の経済事業連合会を組織し、信用連、経済連の設立だけを考えていたもの

だが、占領軍は若し二本建ての連合会設立を許すときは、最も嫌惡する強力な農業会を再現させることを懸念し、俄かに認可方針を変えて、事業別連合会設立認可の方に転じてしまったのである。

占領軍のこの意向は、二十三年五月七日、農林省農政局長から県知事にあてた電報指示で「農業協同組合法が改正される様であるから、信連以外の連合会の設立手続きは中止させるよう指導されたい。」とあったので県でも農林省の指示に従つて、県信連以外の連合会設立指導をストップして、はつきりした占領軍の意向が判るまで待機するよう連合会設立発起人に命じた。

その改正案は才二国会中の二十三年六月十日に提出されたが、占領軍の意向に反して、審議未了のまま成立せず、政府は己むを得ず行政措置によって、次のような事業連細分化をつくり、それによつた各連合会の設立を指示して來たのである。

### 指示による連合会の行える事業

- 一、組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
  - 二、組合員の貯金の受け入れ
  - 三、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給又は共同利用施設の設置
  - 四、農業の共同化、その他農業労働の効率の増進に関する施設
  - 五、農業の目的に供される土地の造成、改良
- （併せて行つてもよい）

六、組合員の生産する物資の運搬、加工、貯

藏又は販売

独立（販売）

七、農村工業に関する施設

八、農業上の災害又はその他の災害の共済に

独立（共済）

九、農村の生活及び文化の改善に関する施設

十、農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十一、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

（どこへづけてもよい）

このように、連合会に農業生産指導、信用、購買、販売、共済、厚生の五つに分立する政策を探り、これらの事業の兼営を禁止してしまつたのである。

## 農民組織の十六原則

### 日本管理極東委員会で決定

昭和二十三年春からはじまつた農業協同組合の設立は同年八月十五日を以てすべての事業停止の運命にあつた農業会との關係一解体、清算、農協への資産引継ぎがからみ合つて占領軍の指示によつて日本政府が大急ぎで行つただけに、出発した農協の実態は種々の点で不便、不都合がいろいろ指摘された。

農協法施行から十年間を大別すると

① 農協法準備期（農地解放と農協設立）

(2) 組合設立期

④ 経営不振再建対策期（再建整備、整備促進）

⑤ 現段階（中央会ならびに総合指導と刷新拡充計画と将来）

の五段階であるが、農協法誕生早々から最も風当りが強かつたのは「組合金融」の問題であった。組合金融の持ち方については農協法制定の途中でもいろいろと論議され、何等かの形で規制を加えようとする考えが政府の一部に存在していた。二十三年春、農林省の一部では信用事業を営む農業協同組合及び連合会を対象に「農業金融調整法案」の検討が行われ、同年三月の大蔵省案提示にまで進展、信用連の他事業兼営禁止の一線が引かれ、更に数回の農協法改正によって、信用事業に対する他の事業連に較べて非常に厳格な規制が行われた。

農協設立が正にたけなわであつた二十三年四月二十九日、スケンク天然資源局長は永江農相（芦田内閣）に対して独占禁止の趣旨から農協法の改正を要求して來た。それは連合会については農協法才十条の事業中、信用、販売、購売、共済、生産改良、生活文化の各事業間に相互の兼営を認めないというものであつた。法改正の意図について五月七日に新聞発表が行われ、同日農林省から連合会設立は後日指示するまで、中止するよう各県知事宛に電報で連絡、政府は次いで十九、二十の二日間、東京に都道府県の関係部課長会議を開いて、兼営禁止の改正内容をはつきり伝えた。

農民・兼営禁止に对抗

政府はこの内容を二十八日の閣議で決定、六月二日になつて兼営禁止の線に附った連合会を設立してよいとの通牒を出しておいて、農協法一部改正法律案として六月十日、才二国会に提出した。然しこの改正案は猛烈な反対運動が農協関係、農民団体から現れ、審議未了のまま次期国会で継続審議するという条件で遂に見送りとなつたまま、ついにこの改正案は施行されなかつた。絶対権力を持つた占領軍の強圧に抗した農民の反対が効を奏したわけだが、兼営禁止の一線は撤回されることなく、六月二日の通牒が物を云い、事業連分立の基調となつてしまつた。

同年十二月二十一日、G・H・Q涉外局はいわゆる「農民組織十六原則」を特別発表した。これは十二月九日の日本管理極東委員会の決定にもとづいたもので、既に発足した農業協同組合の経過を検討した占領軍の重要な指示であった。

この「十六原則」が具体的な効果として現れたのが、さきに才二国会でつぶれたまま、政府通牒で実施を急がせた「事業連の兼営禁止」を法条化した農協法の才二回改正（二十四年五月十六日）、同月三十一日の才三回農協法改正であった。

占領軍の手で、発足した農業協同組合法はこの「十六原則」によって、さらにその後も引き続き強力に示唆され、実行に移されて行くことになった。

## 極東委員会から指令の 農民組織十六原則

(昭和二十三年十二月二十一日)

(涉外局特別発表) マッカーサー元帥は、二十一日、去る九日極東委員会で採択された政策実施のため、國務省で立案の上総司令部に送付された次の指令を発表した。

(一般原則)

一、日本の農民は、相互の経済的社會利益のため、また農業労働の条件を維持改善し、その他農民の正当な利益を助長するため、あらゆる種類の組合及び協同組合を含む農民の団体を自ら結成することを奨励さるべきである。

二、農民の団体及びその構成員は、その行動について日本国憲法第3章国民の権利及び義務に保障された基本的自由を確保すべきであり、またこれを遵守するよう奨励さるべきである。

(註、憲法第3章国民の権利及び義務—第10条～第14条)

三、本政策の条項に反する現行法律またはその一部は、すべて廃棄すべきであり、又これ等の法律によって設置された一切の団体は解散すべきである。

四、本政策は、日本の當面の經濟的諸要求及び食糧統制措置の必要な混乱を避ける必要に対しても正當な考慮を払いつつ徐々に実施さるべきである。

五、農業協同組合は、実際に土地の上の作業に從事することによって生計を営むもの、又はその作業と密接な関係ある職業にたずさわるもののが、相互の利益のために結合し得る手段であるべきである。

六、農民が自ら協同組合を組織する権利は、法律によって保障され、保障されるべきで、また農民の協同組合に対する参加、あるいは不参加の自由も法律によって規定されるべきである。各協同組合は、純粹の農民以外のものを組合員として認め、これに対し表決権を与えるか否かについての規則を作れる権能を持つべきである。

ただし、協同組合が金融、商業、工業その他すべて農民以外の諸勢力の支配を受けることを防止する措置を講ずべきである。

七、農業協同組合は、それ自体の農業活動及び組合員のためにする一切の經濟活動を行ふに当り、如何なる不利な差別的課税その他の差別制限をも加えられるべきではない。

八、農業協同組合は、法人に関する法律には服すべきである。しかし、その内部運営と事業活動については、日本政府の如何なる行政機関からも統制、干渉又は監督を受けてはならない。又行政命令によって解散されるようなことがあってはならない。協同組合が法律、定款、規約に違反した場合における救済措置は法廷を通じてのみ講ぜられるべく、政府の命令又は行政措置によって講ぜられてはならない。

九、農業協同組合は、政府の執る措置に対しても、日本政府の統治下にある他のあらゆる日本国民又は、団体と同程度に服従すべきであるが、右以外には政府の実施する措置に対し、如何なる参加の義務も責任も負わされるべきではない。

十、日本政府は、農業協同組合が組合員に対して、民主的諸手

続きを理解させるための一般的な教育ならびに組合の実務、農業技術に関する特別な教育を施すにあたって、これを奨励し援助すべきである。日本政府は、組合の役職員が海外協同組合に関する情報入手するため可及的に援助を与えないなければならない。紙の供給割当、外国刊行物の輸入割当をなすに当つては、これらの事項に対して、正当な考慮を払わなければならない。

十一、日本国民は、自分達の組合の組織形態の選択の自由を与えるべきである。協同組合は、各組合の組合員数に応ずる比例代表制によって地方的又は全国的団体を結成することを許さるべきである。

但し、日本の農業協同組合活動の将来の発展のためには、

きよう固なる単位組織の確立が重要であることが強調されなければならない。

十二、農業協同組合の理事者と業務執行を担当する役員を除く

役員とは、定期的組合員たる農民によつて民主的な方法で秘密投票により民主的に選挙されなければならない。全組合員は、一票の投票権を与えられなければならない。協同組合の一切の活動が民主的になされるようにすることは組合自身の

責任である。

十三、次の組合員は、役員に就職出来ない。

① 協同組合の活躍と実質的に競争関係に立つ恐のある活動に従事しているもの

② 一九四六年一月四日付の公職追放令及びその後總司令部から発せられた公職追放関係各指令の該当者

十四、日本政府は、可能の限りにおいて農業協同組合に対し、技術的援助、助言、その他のサービスを提供し、また組合が適正な条件で融資をうけることが出来るようすべきである。

十五、農業協同組合は、自発的に占領目的を促進するような行動に出るよう奨励されるべきである。

(農民組合)

十六、日本労働組合に関する諸原則は、必要な修正を行つた上、農民組合にも適用されるべきである。

## 次々に出た農協法の改正

### 三年目で 経営不振 不振組合の合併を勧奨

農業協同組合法が発足して間もない昭和二十三、二十四の両年(一九四八年、四九年)は組合設立期と呼ぶことが出来たが、三年目、即ち二十四年秋から二十五年にかけて経営不振組合が続出した。

二十五年に入ると単協の貯払い停止、制限、購買事業で不渡

手形が現れる等戦後インフレの終息という経済情勢の激しい変化に太刀打ち出来ない倒かい寸前の組合が出る等、組合經營悪化に対する重要施策をとらなければならない状態となつた。その対策の一つが二十五年五月六日の才四回目の法改正で、その改正で同年十一月十六日に「農業協同組合財務処理基準令」(昭和二十五年、政令三三七号)が公布、施行された。

こうして、自力によつた経営刷新対策が樹てられ、真剣な農協たて直しが行われたが、翌二十六年四月には又々農協法を改正、経営不振対策の一かんとして大きくテコ入れした。さきの法改正から僅か一年足らずで五回目の改正であつたが、この五回改正とは別に政府は別個に不振組合に対する画期的な対策として登場させたのが二十六年四月七日公布、施行の「農林漁業組合再建整備法」であつた。

不振組合対策として最初採用されたのが、組合の自力で更生を図らせた農協経営刷新強化対策であつたが、これだけでは不振組合の起死回生が望めず、農協側からの強い要望に従つて、遂に再建整備法実施にふみ切つたのである。

再建整備成組合の効果は必ずしも順調とは云えず、殊に経済連の成績から見て更に一段のテコ入れをやらなければ、再建が出来ないことが、再建整備法が実施されて、一・二年後に、実施した。

整備促進法はさきの再建整備法と同様に、国の助成にたよる

ものであるが、整備法と違つて

- ① 系統金融機関の利息、減免に対する助成の方法
- ② 再建整備法のように指定日を一定せず、執行体制、事業体制等の体制整備をまつて指定する方法。

を採用したものである。

二十九年六月十五日の才七回農協法改正(法律才一八四号)で中央会制度をはつきりさせ、系統総会指導組織の強化を実現させたが、それとともに、整備促進法は系統事業体制の整備であつて、この二つが相より相助けて系統農協組織に太い筋金を通したものである。

## 山形県経済農協連

### 整備促進法を適用

山形県では県経済農協連が昭和二十九年十二月三十一日を指定日としてこの整備促進法を適用された(昭和三十四年九月末日を指定日とした県畜産、県養蚕、屋代郷農工の三連合会が県費の助成をうけて再建に着手したのは県令の山形県農業協同組合連合会整備促進要綱にもとづいたもので、整備促進法の県版とも云えるものである)。

次に、昭和三十一年三月三十一日の整備特別措置法は二十六年四月の再建整備法によつても、なお解消しない不振農協の整備特別措置であつて、整備促進法が連合会を対象としたものに對して、整備特別措置法は整促の単協版というものである。

特別措置法の再建整備法との相違点は、大体、連合会の整備促進法の場合と同じだが、更に次のような点も相違するものに加えられる。

① 再建整備においても特別指導員の単協指導が考慮されたが、特別措置法では中央会による駐在指導員派遣制度を採り、これに助成する

② 合併の奨励措置を考慮した

特別措置法はさらに三十三年三月七日に法の一部を改正して不振単協の整備を促進した。

## 農協法の法的変せん

農協法施行以来現在までの法的変せんを見ると次のようにな

昭和二三・一二・一五 農業協同組合法

二三・七・七 農協法オ一回改正

二四・五・一六 同 オ二回改正

二四・五・三一 同 オ三回改正

二五・五・六 同 オ四回改正

二五・一・一六 農業協同組合財務処理基準令

二六・四・一 農協法オ五回改正

二六・四・七 農林漁業組合再建整備法

二六・六・八 農協法オ六回改正

二八・八・八 農林漁業組合連合会整備促進法

二九・六・一五 農協法オ七回改正

三一・六・一二 同オ八回改正

三一・三・三一 農業協同組合整備特別措置法  
三三・三・七 同法の一部改正  
三三・三・二七 農協法オ九回改正

## 農協法改正九回に及ぶ

### 。第一回改正（昭和二十四年七月七日、法律オ一〇七号）

「農業協同組合法の一部を改正する法律」によって行われた。これは「極東委員会」の指令「農民組織十六原則」の趣旨にもとづくものであつて、オ一に、組合の事業と実質的に競争関係にある事業を當み、又はこれに従事する者が組合の役員、当事等に就任することを禁止する規定を設けたことであり、オニに、組合が法律に定める範囲をこえて事業を行つた場合には、從来は行政庁が解散命令を發し得ることとなつてゐたのを、行政庁の申立にもとづき裁判所が解散命令を發するように改めた。

### 。第二回改正（昭和二十四年五月十六日、法律オ七二号）

「農業協同組合法の一部を改正する法律」によつて行われた。これは「極東委員会」の指令「農民組織十六原則」の趣旨にもとづくものであつて、オ一に、組合の事業と実質的に競争関係にある事業を當み、又はこれに従事する者が組合の役員、当事等に就任することを禁止する規定を設けたことであり、オニに、組合が法律に定める範囲をこえて事業を行つた場合には、從来は行政庁が解散命令を發し得ることとなつてゐたのを、行政庁の申立にもとづき裁判所が解散命令を發するように改めた。

### 。第三回改正（昭和二十四年五月三十一日、法律オ一三七号）

「法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整備等に関する法律」によつて行われた。

これは司法行政機構の改正に伴い、從来司法事務局で行つて來た農業協同組合の登記事務を法務局、地方法務局、又はその支局、若し

くは出張所で行うこととした等のことをその内容としている。

#### 。第四回改正（昭和二十五年五月六日、法律オ一五七号）

「農業協同組合法の一部を改正する法律」によって行われたものでオ一は、組合がその経営を適正に行うために、政令を以て財務処理上の基準を定めることが出来ることとした。これにもとづいて、昭和二十五年十一月十六日「農業協同組合財務処理基準令」（昭和二十五年、政令三三七号）が公布施行された。

オ二は、組合に対する行政庁の監督に関する規定及び罰則を若干整備、強化したことである。その内容の主な点は、信用事業を行う組合及び都道府県の区域又はその区域をこえる地区とする組合については、行政庁が毎年一回を常例として検査しなければならないこととしたこと。

オ三は、農業協同組合連合会の事業兼営を若干制限したこと

その一は、連合会一般に関するものであつて、教育、指導、厚生等の、非経済的事業を行う連合会は関連事業として行う場合を除き、他の事業を合せ行うこと出来ないこととした点であり、

その二は、都道府県の区域をこえる区域を地区とする連合会は、上所述事項のほか、購買事業及び販売事業を原則として、それぞれ単独に行うこと必要とすることとした点。

オ四は、連合会の合併手続きを民主化し、農民の意志を充分反映させるような措置を講じたことである。即ち連合会の合併については、総会において投票による特別決議を必要とし、更に、その会員たる組合の総会においても、無記名投票による特別決議を以てその可否を決することを要件としたのである。

オ五は、信用農業協同組合連合会の事業として新たに主務大臣の指

定する金融機関の業務の代理をすること、及び政令の定めるところにより内國為替取引をすることをその業務範囲に含ませたこと。

#### 。第五回改正（昭和二十六年四月一日、法律オ一一九号）

「農業協同組合法の一部を改正する法律」によって行われた。オ一は、医療事業の員外利用の制限を緩和し、一事業年度における非組合員の事業利用分量の限度を、組合員の五分の二までとして医療法（昭和二十三年法律二〇五号）オ三十一条に規定する公的医療機関たるにふさわしいものとした。

オ二は、回転出資金に関する規定を設け、アメリカの制度にならつて、無利子の資金を一定期間組合の事業運転資金に活用する途を開いた。

オ三は、役員の選挙に関する規定を整備し、単位組合においては、定款でその旨を規定すれば、総会外においても役員選挙を行うことが出来ることとするとともに、選挙に関する事項を定款の絶対的必要記載事項として明記し、選挙の管理に関する事項の一部を明文化した。

オ四は、役員の任期に関する改正であつて従来、役員の任期は一年を原則とし、特に定款で二年以内において別段の期間を定めたときはその期間によることをされていたが、その任期の限度を三年に延長し、その限度内において、何年にするかは組合の定款で定めるとした。又役員の任期を三年とする組合は、定款に特別の規定がないかぎり、毎年理事又は監事の定数のおうむね三分の一の交替制をとることとした。

オ五は、役員の職務を行うものがない場合には行政庁が役員を選挙するための総会を招集し得る規定を設けた。

オ六は、連合会の設立の発起人となり、若しくは設立準備会の議事

に同意し、又は連合会へ加入し、若しくはそれから脱退するには投票による特別議決を要することとした。

オ七は、連合会が同一の区域を地区とする他の連合会が現に行つている事業を新たに行うための定款変更については、会員たる組合の総会における投票による議決を必要とすることとした。

オ八は、設立認可の日から九十日を経過しても、なお登記をしない組合については、行政庁はその設立認可を取り消すことが出来るとした。

#### 。第六回改正（昭和二十六年六月八日、法律オ二二三号）

「非訟事件手続法の一部を改正する法律」によって行われた、即ち同改正法律によつて非訟事件手続法（明治三十一年法律一四号）オ一四一条が削除され、登記手続の変更に伴い、登記簿の見出帳を登記所に備える必要がなくなったことに伴い、農業協同組合法の関係条文を整理したことによるもの。

#### 。第七回改正（昭和二十九年六月十五日、法律オ一八四号）

改正の要点は

① 農協の指導系統組織に関し、反省と検討の結果、農業協同組合中央会の制度を確立したこと。

② 農業協同組合法制定以来七年間の制度の運用の経験と組合の現状に鑑み、組合の事業及び組織に関し規定上の整備を行つたことと、特に近年飛躍的に発展している農協の共済事業に関し必要な規制を行うための規定を設けたこと。

③ 行政庁の監督規定を整備強化したこと。

以上の三点であるが、組合の事業及び組織に関する改正点を述べれば左の通りである。

オ一は、組合指導及び組合教育の事業は農業協同組合中央会において

て一元的に行うこととした結果、連合会の事業からはこれを削除するとともに、従来の非経済事業と、その他の經濟的兼営禁止規定及び都道府県の区域をこえる区域を地区とする連合会についての購買事業と、販売事業との兼営禁止規定を削除したこと。

オ二は、組合の信用事業に定期積金の受入れの事業を加えるとともに貯金及ら定期積金の受入れ事業の利用については、組合員と同一の世帯に属する者及び營利を目的としない法人を、共済事業の利用については、組合員と同一の世帯に属するものをそれぞれ組合員とみなして員外利用の規定を適用しないこととし、信用事業を行う連合会については、従来の金融機関に対する会員の負担する債務保証の外、國又は地方公共団体に対して会員が負担する債務をも保証することが出来ることとした。

オ三は、共済の事業に関し、必要な規定を整備したこと、即ち法オ十条オ十二項オ八号の規定を「共済に関する施設」に改めるとともに必要な監督規定を整備した。

オ四是、「農業協同組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合」及び「当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民の組織する団体」に準会員の資格を与えるとともに、組合員の除名について、組合員の権利保護に必要な規定を設けた。

オ五は、役員の選出については、従来の総会選挙を原則としながら組合が定款で定めた場合には選任制をとることも、組合員の除名について、組合員の忠実義務規定を明文化した。

オ六は、総代会を設けることが出来る場合を拡大し、従来一千人以上の正組合員を有する組合が総代会を設けることが出来、この場合の総代の定数は、少くとも二百人以上でなければならなかつたのを、五百人以上の正組合員を有する組合でもこれを設けることが出

来、この場合の総代の定数を百人以上として、組合業務の運営を容易に行うことが出来ることとした。

オ七は、従来連合会の設立の発起人となり、若くは設立準備会の議事に同意し、又は連合会に加入し、若しくはそれから脱退するには、投票による特別議決を要することとされていたのを、普通議決を以てたりることとした。

オ八は、組合の設立及び定款変更並びに合併及び解散決議についての行政庁の認可の裁量の範囲を拡大した。

即ち組合の設立及び定款変更並びに合併及び解散決議の認可については、組合の現状と中央会の設立に鑑み、従来の「法令違反」の外「事業が健全に行われず、且つ、公益に反するとき」及び「連合会については中央会の事業と同種の事業を行うため、中央会の事業に発展に支障があると認められるとき」の二つを不認可の要件として掲げるとともに、行政庁が組合に対して、これらの認可のため必要な報告書の提出を請求したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、二ヶ月の期間（認可に関する行政庁の処分がなくしてこの期間を経過したときは行政庁の認可があつたものとみなされる期間）に算入されないこととし、又特に信用事業又は共済事業を行う組合の解散及び合併決議には、行政庁の認可権の拘束及び認可の自然発効の規定は、これを準用しないこととし、更に又、共済事業のみを行う組合については、共済規程の承認の取消しにより当然解散することとし、この場合には、行政庁が清算人を選任することとした。

### 。第八回改正（昭和三十三年六月十二日、法律オ一四八号）

。第九回改正（昭和三十三年三月十一日、法律オ二十一号）

農協法の一部を改正する法律によつて行われ、次の二点を改正した。

そのオ一は、農協の行う共済事業につき、共済契約者、あるいは被共済者である組合員の利益の保護を図り、共済事業の健全な運営を確保するために、現在行政の承認を受けた共済規定の定めることにより、積立てられている責任準備金の積立て義務を決定するとともに、財産の運用方法についても所要の規制を加える措置をとる。そのオ二は農協中央会の行う監査事業についての規定で、監査の実施手続を明確にするとともに、監査事業に対する農協及び農協連合会の協同関係を明確にした。

なお、三十一年三月三十一日、法律オ四四号の「農業協同組合整備特別措置法」は二十六年四月七日施行の農林漁業組合再建整備法が三十一年三月で終了したが、経営不振組合が多く、同法本来の目的を十分に達成されなかつたので、さらに五ヶ年の予定で徹底した再建を計ろうとしたもので、同法の要点は、昭和三十三年三月末日までの知事指定日に整備計画を樹て、適用組合となるが、整備組合は指定日から起算して五ヶ年間に固定債務の全部を整理し、欠損金の全部を補てんしなければならない。政府の助成措置としては、政府は毎年度の予算の範囲内で整備組合に対する債権の利息を減免し、整備組合の駐在指導員の経費を補助する。

過小農協が合併した場合は合併奨励金を交付する、その奨励金等のために必要な経費は都道府県に補助金を交付する、又整備期間中の欠損金の繰越しを認め、その税負担を軽くするものとした。

この整備特別措置法は三十三年三月七日に一部を改正し、単協の整備計画、合併の協議期限が三十三年三月三十一日限りとなつていたのを更に一ヶ月延長して三十四年三月末日までとした。

## 組合数更にふえる

### 単協六十四、連合会三を増す

農協法が出来て、約一ヶ年後の昭和二十四年三月現在で県内の単協(出資総合組合、業種別出資組合および無出資組合とも)八五四、県連合会一一、郡地区連合会六をかぞえたが、それから二年後の昭和二十六年五月までにさらに単協で六四、郡連合会で三を増加し、単協数九一八、連合会数二〇に達した。

即ち、出資総合組合二五五(増なし)、業種別出資組合一二〇(増一九)、無出資養蚕組合三八二(増三〇)、業種別無出資組合一六一(増一五)計九一八(増六四)

また連合会でこの二年間に設立されたのが南村山郡畜産連、東村山郡畜産連、北村山郡乾繭連の三連合会である。

## 半数が赤字組合

昭和二十五年調査による出資総合単協の組合員数は一二八、二八九名であり、当時の県農家人口一一二、九三五戸であった

から全農民の組合加入を得たことと見ていい。

(正組合員一一〇、二三九、準組合員数九、二〇七、總員数一  
二八、二八九)

然し、零細規模の組合乱立と出資額の少額、それに戦後経済の急変に即応する経営能力の薄弱等が原因して、いちぢるしく組合経営は傾斜し、二十五年に県が調査した総合一般単協一二組合の半数は赤字組合となつた。

剩 余 金	未 滿										計
	三 万	五 万	十 万	三 千	万	千 百	万	三 千	万	四 千	
五	四	六	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二〇	
六	三	四	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇三	
一	二	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇三	
二	三	四	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇三	
三	一	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇三	
四	〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇三	
五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇三	
六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇三	
七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇三	
八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇三	
九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇三	
一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇三	

## 整備の一方、新設

### 連合会の整備統合はじまる

昭和二十三年から翌二十四年にかけて県内に設立された連合会は県連合会一一、郡連合会九と、数の多いことでは全国でも有数なものであったが、連合会の備整がぼつぼつながら動き出し、農業協同組合が生れて、五年後の昭和二十七年(一九五二

## 合 連 合 会 概 況 (昭和27年3月31現在)

(単位千円)

出資金	準備金 諸 積 立	現金	預 ケ 金	有 価 証 券	貸 出 金	固 定 資 産	系統機 関 込 込 資 金	販 売 高	購 買 売 上 高	製 品 売 上 高
64,006	2,450	1,086	613,913	7,494	798,702	9,784	9,952	0	0	0
28,344	957	3,210	6,681	0	0	66,487	2,389	4,175,612	524,598	0
19,516	3,992	492	19,567	0	0	21,524	3,613	5,142,598	0	0
18,916	0	214	3,019	0	0	12,030	2,945	0	850,791	1,705
18,541	50	27	1,688	0	0	8,146	2,414	0	532,788	3,061
7,849	14	34	1,867	0	0	21,875	188 利潤料37,289	0	0	0
122	0	0	167	0	0	0	0	0	5,511	0
5,313	1,287	164	516	0	0	2,950	875	1,172,996	33,256	0
3,148	2	417	2,834	65	0	75	213	0	18,197	0
1,202	0	29	269	0	0	5,198	145	78	622	14,960
762	106	3	175	0	0	277	360	186,445	9,642	0
167,719	8,858	5,676	650,696	7,559	798,702	148,346	23,086	10,677,729	1,975,405	19,726
1,191	48	112	54	0	0	756	135	34,261	9,395	0
140	0	6	15	0	0	517	77	32,153	4,086	0
1,970	0	38	19	0	0	1,982	241	17,862	0	18,923
1,845	33	34	118	17	0	2,529	40	0	0	1,646
1,352	38	12	65	0	0	2,460	93	0	0	3,900
3,639	0	45	278	0	0	6,554	130	633	70	5,707
4,536	83	160	236	0	0	2,861	100	0	0	15,874
600	2	47	201	0	0	614	40	0	0	1,607
910	12	9	28	1,305	0	437	294	0	0	1,807
16,183	216	463	1,014	1,322	0	18,710	1,150	67,047	13,551	30,541
183,902	9,074	6,139	651,710	8,881	798,702	160,878	24,236	10,744,776	1,988,956	31,742

年)五月二十九日には県畜産販売農業協同組合連合会が通常総会で解散を決議、三十年には県農村工業連合会が解散、三十三年六月三十日には多年農村医療問題に真剣に取組んで来た県厚生農業協同組合連合会が経営していた病院施設の一切を地元の自治体に譲渡し、解散決議を行つた。

三十四年に入ると予て話し合いを進めていた村山の三郡畜産連合会が県畜産農業協同組合の傘下に入ることになり、三十四年二月七日開催の県畜産連臨時総会で三郡連合併が正式に決議された。

農民の注目を集めたのは県販売、県購買の二連合会、庄内販売、庄内購買両連合会の統合で、県および庄内の二経済連へ脱皮して新しく県経済農業協同組合連合会が二十八年三月十九日に、庄内経済農業協同組合連合会が同年六月三十日に設立された。

整備と相まって新しく発足したのに、二十七年には三月三十一日の県畜産連(会長理事横尾健三郎氏)のほかに県農業信用共済会(会長大山不二太郎氏)が二月二十日に設立された。翌、二十八年の県経済連(会長理事押野豊太氏)、庄内経済連(会長理事小林徳一

## 山形県農業協同組

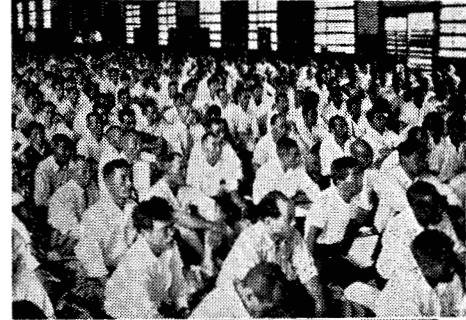
連合会名	所 在 地	会長名	借入金	貯 金	内出資 予 貯	約 金
県信連	山形市七日町字東前610ノ3	山木武夫	34,242	1,352,880	3,943	
県販連	同	押野豊太	59,398	0	0	
庄内販連	酒田市山居町52ノ1	小林徳一	22,500	0	0	
県購連	山形市七日町字東前610ノ3	大山不二太郎	120,900	0	0	
庄内購連	鶴岡市大宝寺字嘉口田31ノ1	小林徳一	54,600	0	0	
厚生連	山形市七日町字東前610ノ3	遠藤清海	22,721	0	0	
畜産販連	同	梅津武夫	158	0	0	
養蚕連	山形市香澄町字城北229	高橋熊次郎	7,300	0	0	
開拓連	山形市緑町1ノ196	本田金之輔	16,207	0	0	
農工連	山形市宮町2,590	佐藤重次郎	20,679	0	0	
青果連	山形市七日町字東前610ノ3	須藤直一郎	0	0	0	
小計	11		358,705	1,352,880	3,943	
南村山郡畜連	南村山郡上ノ山町鶴脣町	山田卯門	800	0	0	
東村山郡畜連	東村山郡天童町北目字城山198	鈴木惣九郎	1,653	0	0	
屋代郷農工連	東置賜郡屋代村字竹森40	島津一郎	7,086	0	0	
村山農工連	南村山郡藏王村大字半郷	青木甚一郎	1,669	0	0	
協北同	字戸刈田	高宮正次	2,250	0	0	
田川同	北村山郡尾花沢町大字同5,128	佐藤晃司	5,335	0	0	
飽海農産加工	鶴岡市大字大宝寺638ノ1	佐富樺広三	1,200	0	0	
櫛引農畜産加工	酒田市山居町52ノ1	佐藤晃司	650	0	0	
北村山乾繭連	東田川郡櫛引村大字山添	大山不二太郎	990	0	0	
小計	9		21,633	0	0	
合計	20		380,338	1,352,880	3,943	

氏)、二十九年六月十五日の県共済農業協同組合連合会(会長理事大山不二太郎氏)設立につづいて、同年九月十三日には任意の農協中会(五月二十三日設立)から県中央会(会長大山不二太郎氏)が発足した、三十二年一月二十六日の県拓植農業協同組合連合会(会長理事大山不二太郎氏)が設立まで、前後十年間の変せんは、二十三年当時の十一県連合会が、二連合会解散、四連合会が二連合会に合併された一方改組一、二連合会が新設となつた結果、三十五年三月末日現在では中央会と九県連合会となつた。

山形県農業協同組合中央会は四段階の道程を経て来ている。その発祥は昭和二十四年から二十六年にかけて県内四地区毎に組織された指導協会で、次が二十六年八月の県指導協会、二十九年五月の任意中央会の発足、同年九月になつて、現在の中央会が設立された。二十三年中には単協、連合会が出揃つたが往年の中央会支会のような役割りを持つ指導

## 県農協指導協会発足

## 四地区指導協会の組織



### 恒例の米価陳情

上から議員会館で県選出代議士に要求米価説明（左から平田広吉、草刈政蔵、横尾健三郎、説明する大山不二太郎、伊藤惣治郎、豊田永治の各氏。米価要求の置賜地区農民大会（赤湯）鉢まき、タスキ掛けで米価陳情

機関の設立までは手が届かなかった。經理、監査指導、連合会と単協との連絡、農協事業の推進等はどの単協もが共通して直接必要を痛感していた際

なので、二十五年五月三十日にはまず庄内二市三郡で庄内農協指導協会（会長遠田善兵衛＝東田川郡余目町、参事瀬川悌吉氏）が設立、続いて置賜の一市三郡を区域とした置賜指導協会（会長島津一郎＝東置賜郡屋代村、参事菅野一雄氏）、最上地区の最上指導協会（会長斎藤好松＝舟形、参事佐藤鶴松氏）、一ぱん最後に村山四郡の村山指導協会（会長横尾健三郎＝南村山郡本沢村、参事多田忠雄氏）が二十六年七月二十八日に発足した。

出来的四つの指導協会はみな独立し、地区内の単協の実体に即した独自の指導を行つたが、農協の一部にはこの際、県全体の指導団体を速かに組織すべきだととの意見も出初めていたが、具体的に案を取りまとめるものもなかつた。

### 東北・北海道会長会議に会長を仕立てる

たまたま、一ヵ月後の同年八月初め、東北、北海道一道六県指

導連合会会長会議が上山温泉村尾旅館を会場にして開かれた。他県には当時既に県指導連合会または協会が

出来ていた、ひとり山形県はその組織が成らずという、その点では確かに後進県であったにもかかわらず、数年前から回り順で開いて来た二十六年夏の東北六県、北海道会長会議の当番県に山形が当たられたのである。



山形県にもそれまで指導連設立の動きがなかつたわけではなく、二十四年に庄内地区指導協会が出現する以前、西村山郡西里村農業協同組合連で県農工連の初代会長である原田九蔵氏を中心、川崎徳三（天童）、中村英明（大郷）、村川彦三郎（楯岡）上山温泉でひらいた北海道東北指導連合会々長会議の記念撮影（昭和二十六年八月山形県が当番県を開いたが、山形県には県の組織がなかつた。前列右から四人目が松浦東介代議士、次は根本竜太郎農相、長谷山秋田県指導連会長、山形県連副会長に予定された遠田善兵衛氏）

氏ら旧産組運動の人々の手で、県農協指導連合会設立を計画、原田氏を発起人代表にして、設立趣意書、定款、事業計画をつくり、単協に檄を飛ばし、早くも百以上の単協が加入を同意したので、二十三年九月、山形市で設立準備会を開いたのであったが、当時の占領軍司令官ナン中佐はどうしたわけか、頑として設立に承認を与えず、県も静観のまま、いつの間にか消え失せ、地区指導協会設立となつたのである。

県組織がないのに、県連合会会議の主催役をつとめなければならぬし、その会議には根本竜太郎農相もわざわざ出席するとあって、会議日の前夜、村尾に顔を合せた山形側の出席者は主催者としての面子をつくろう方法を考え抜いた、額を集め考察していたのが、県購買連合会長大山不二太郎氏を会長に、庄内指導協会長遠田善兵衛氏を副会長に仕立てた県指導協会が既に組織されていてることにして、この両氏が明日の会議を主催することにきめたのである。

村山指導協会の多田参考事がこのおぜん立てをして、大山会長役はきまつたが、遠田氏はなかなか首をタテに振らず、大役引受を渋った揚句、会議の寸前になつて遠田副会長役もきまり、会議に顔をならべ、大山氏は当番県の主人役の挨拶をやつてのけたのであった。

### 俄かにほんものの協会に早変り

山形の苦しい上山会議は真剣に今後の指導連の在り方、使命、未結成県の解消を協議、成功のうちに会議を終つたのである

が、山形側の出席者、地区指導協会長、連合会々長、組合長会で、各長等は俄かに、ほんものの「県指導協会」設立に動いたのであった。

もちろん、四指導協会長は異存なし、既存の地区指導協会はそのままにして、役員は地区指導協会長と、各連合会々長をならべることになって、二十六年八月十一日の設立準備会を経て、八月二十二日には「山形県農業協同組合指導協会」を設立してしまったのである。まことに一鴻千里、疾風じん雷の早業であった。

出来た役員の顔ぶれは上の山会議でつくった大山会長、遠田副会長はそのまで、次のようにした。

○会長 大山不二太郎（県購買連会長）

○副会長 遠田善兵衛（庄内指導協会長）

○常務理事 横尾健三郎（村山指導協会長）

○理事 押野豊太（県販売連会長）、同島津一郎（置賜指導協会長）、佐藤政雄（庄内購買連常務理事）、斎藤好松（最上指導協会長）、加藤勝美（庄内販売連常務理事）

○事務高橋熊次郎（県養蚕連会長）、遠藤清海（県厚生連会長）、梅津武夫（県畜産連会長）、庄司勘作（庄内販売連常務理事）

### 草刈參事実現のいきさつ

しかし実際に県指導協会を統率して行く参事の物色は、簡単には運ばなかつた。協会設立ときまと各方面の人材を探して、選挙の結果、会長の目に止まつたのが前山形市助役草刈政

蔵氏である。草刈氏は産業組合学校（協組短大の前身）を卒えて、昭和二年八月三十一日県農林主事補に任官、経済部の各課を歴任、終戦の直前、二十年七月三十日に長井国民勤労動員署長に転じ、二十年十二月、再び本庁に帰えり、経済部農政課長のイスに坐わつたのである。二十二年一月、東南置賜地方事務所長に転出、その年六月三日、鈴木重屹市長に迎えられて山形市助役に就任して市政にたずさわつた。昭和二十六年四月三十日の県知事、県議会議員選挙を前に四月二十三日には山形、鶴岡、酒田の三市をはじめ大部分の町、村長、市町村議会議員選挙が行われ、山形市長候補には鈴木市長が逸早く名乗りを上げたが、鈴木市長の独走を阻む候補として、市民の中の知識階級と進歩的な文化団体は一致、草刈氏を推したのである。氏は推せんする市民の熱情と厚意に応えて立候補を決意、三月十九日、助役のイスを投げて市長選に出馬し、市長、助役の一騎打ちを展開したが、遂に草刈氏の惜敗に終つた。

八月二十二日に県指導協会が設立されると、大山会長のお縁立て通り、九月三十日に草刈氏の参事が実現したのである。設立された県指導協会は旧県農業会館の北端の一室にテープルをならべ、村山指導協会と同居して仕事を始めたが、当時の県協会の職員としては折原重之助、斎藤信吉（後に死亡）、田中シサ子、庄田幸夫の四氏と云う、りょうりようたるものであつた。

## 県指導協会軌道にのる

昭和二十六年八月二十二日に発足した県農協指導協会は四地区指導協会とともに県下全域にわたって積極的に指導事業を開始した。旧会館の北端にあつた事務所も手狭まとなつたので、二階会議室を改造して、そこに移転した。

二十七年六月二十五日の才一回総会で、初の役員改選を行ひ

- 会長 大山不二太郎
- 副会長 佐藤重次郎（県農村工業連合会々長）、遠田善兵衛
- 理事 鈴木豊太、横尾健三郎、島津一郎、細谷庄左工門（東村山郡組合長会長）、斎藤好松、山木武夫、小林徳一（庄内販売連会長）
- 監事 高橋熊次郎、高橋庄吾（西置賜郡組合長会長）、梅津武夫、庄司勘作

の理事、監事が選出された。

同年九月七日には山形市才七小学校講堂で才一回県農業協同組合大会を開催して、県下全組合長、全連合会長ら約二千に近い組合人が会場、組合の団結を新たにすることが出来た。

## 再建整備組合を指導

農協理論の確立、不振組合の原因探究と打開、農協再建整備、組合経営刷新強化、農村青年組織の拡充強化と活動の促進、部落、婦人等の活動組織等に、指導協会は県信連、販売、購買連

らと緊密な連絡をとつて、激動する農業問題と取り組んで動いた。

「經營不振組合の樹て直しに、既に二十六年四月には『農林漁業組合再建整備法』が実旋となつて、県内単協七一、連合会九が再建整備適用組合の指定をうけたので、指導協会は県とともに組合再建を指導した。

## 県農青連の発足

地区毎に設立の抬動を見せていた県一本の「山形県農村青壯年連盟」は昭和二十六年十一月十日に山形市の県町村会館で結成大会を開いた。事務所を指導協会内において、組合運動の前衛となつて連盟独自の活動を始めた。初代委員長田中啓次郎、東村山郡、副委員長今井勇（東田川郡）、樋口清（西置賜郡）で、県連盟結成までには二十五年十一月三十日に発足した南村山郡農青連（委員長水戸秀作）・本庄、副委員長島貫清吉・南沼原、沼沢善栄・藏王）、同年十二月二十日設立の東村山郡農青連（委員長水戸秀作）・千布、副委員長設楽信也・大郷、佐藤正義（千歳）をはじめ、庄内には庄内農協青年組織協議会（委員長斎藤正七）・県信連飽海支所長等があり、これまた県一本の組織を要望していたので、二十六年七月に東、南村山農青連主催で夏期講習会を開催した際、県連結成準備が提唱され、設立したばかりの県指導協会と県信連等のきも入りで、十一月結成にこぎつけたのである。

## 信用共済会と農協 共済事業を開始

二十七年九月の才一回農協大会で決議されたものの中に、信用共済基金制度と農協共済事業の実現があったので、指導協会はこの問題を大会実行委員の手に移し、県に実現方を陳情する一方、十一月には信用共済の基本要綱をつくり、十二月二十三日の臨時県議会が県拠出額五百万円を決定したので、同日「山形県農業信用共済会」の才一回設立準備委員会を、翌二十八年一月十二日、才二回委員会を開いて、一月二十日に山形市の県町村会館で設立総会を開催したのであった。

信用共済会は県および単協、各連合会の基金拠出で信連融資の巾を拡げ、不振組合の再建を促進するもので、会長大山不二太郎氏、常務理事草刈政藏氏で、事務所を指導協会内におき、六月六日付で前県購買農協連参事原田継雄氏を採用した。

信用共済会を設立した県指導協会は北海道共済農協連、全国共済連の設立に刺激され、燎原の火のように各県に拡がって行く農協共済事業に着手し、二十八年七月十七日から秋田市で開かれた全共連主催の東北、東海道共済事業ブロック会議に小野弘主要从事を出席させて、共済事業の取扱いを研究させ、八月十一日の役員会で、建物共済と役職員退職共済の二つを、統いて九月二日の役員会では生命共済事業を実施することを決定し、この事業の専従職員として、九月一日に伊藤式郎、吉田実両氏を



昭和27年5月撮影の県農協指導協会役職員

採用する等、大車輪の活動を開始した。当時の県指導協会のこの共済事業に対する熱の入れ方は非常なもので、共済事業こそ指導協会の二十八年度に行う最重要なものと意気込み、全共連山形県事務所を設け、一方組合側も同年九月六日の才二回県農協大会で「全戸農協生命共済加入」を決議する等、まことに滑

前列左から一渡辺七兵衛（村山指導協会副会長）、斎藤信吉（県）、多田忠雄（村山参事）、田中シサ（県）、安斎ヨリ子（村山）、花輪光三（村山）、渡辺宏（農青連）、後列左から一横尾健三郎（村山会長）、草刈政蔵（県参事）、小野弘（県）、折原重之助（県）、今野秀夫（村山）、小笠原勲（県）、羽角益四郎（県）、中川量（村山）、高橋正助（農青連）、丹野昇（村山）

り出しがよく、僅々半年間でかく得した生命共済の契約高は五億六千万円と、二十八年度の最優秀県として全国共済連から表彰されたのであった。

翌二十九年六月十五日、独立した連合会として設立された県共済農業協同組合連合会はこのようにして、県指導協会が協会事業の一つとして手塩にかけて育て上げたもので、二十八年度下半期の指導協会はいよいよ組織を中央会に変えるとともに二十九年度初めに共済連を設立させる情勢となつた。

## 任意県中央会設立

### 共済連独立と併行して進める

山形県農業協同組合中央会と山形県共済農業協同組合連合会の設立準備は昭和二十九年度を待たずに、二十九年三月十日から開始された。県指導協会の構想はこの二つをどこまでも同時に発足させたい希望で、二十九年三月十日、県農協共済事業運営委員会（県指導協会が共済事業を実施したとき設けたもの）を開いて、共済連合会設立の構想、設立目論見書、定款、事業計画、設立日程、設立準備委員会規程等、設立に関する事柄に検討を加えて、連合会を設立することに意見がまとまつた。三月十一日 協会役員会で中央会と共済連を設立することを決定し、具体的な事項は各地区指導協会の会議で立案することにした。

。三月二十二・三日 各指導協会が参集して両団体の原案を作成した。

。三月二十四日 各地区指導協会、県信連、県経済連、庄内経済連会長、県組合長会長が参集して中央会の原案を検討した。

。四月二日 酒田市で各指導協会長、県信連会長、常務、県経済連常務、庄内経済連会長、常務、県組合長会長が集つて検討。

。四月七日 各指導協会長、参考人が集つて、四月二日までの各会議で出揃つた意見を調整して、原案にしめくくりをつけた。

このように前後五回の会議で出来上がつた両団体設立の案を四月十四日の県指導協会に附議して、次のように決定したのである。

### 山形県農業協同組合中央会

① 会長一人、副会長二人、理事八人、監事三人とする

② 昭和二十九年度事業計画案

③ 二十九年度経費の賦課および徴収方法案

④ 設立方法

一、各指導協会長、各郡組合長会長、各連合会長がこの会の設立発起人となることにし、その代表には大山県指導協会長を推し、事務局を県指導協会におく。

二、五月下旬に設立総会を開き、六月一日から発足させること。

### 山形県共済農業協同組合連合会

① 設立準備委員会設置

各指導協会長、各郡組合長会長、各連合会長が設立準備委員となり、委員長らは次のようになります。

委員長 大山不二太郎（県農協指導協会長、北村山郡組合長会長）  
副委員長 横尾健三郎（県組合長会長、南村山郡組合長会長）

(2)

設立日程の概定

四月上旬 郡組合長会の開催

四月～五月 単協総会決議、設立発起人会の開催

五月 定款作成委員会の開催、創立総会の日時、場所の公告および創立総会

六月 設立認可申請、行政庁認可

七月一日 設立登記

(3) 設立発起人の選任

各郡、市から各一組合として、南村山郡本沢、東村山郡東金井、西村山郡寒河江才一、北村山郡楯岡、南置賜郡三沢、東置賜郡犬川、西置賜郡長井、最上郡金山、東田川郡余目、鶴岡市、酒田市北部の十一組合で、発起人代表には楯岡町農協組合長大山不二太郎氏を五選した。

(4) 設立日論見書

次いで、五月七日には県信連山形分室で中央会設立委員会、県共済連設立発起人会を、翌八日には共済事業運営委員会を農業会館で開いて

。創立総会の日時、場所 五月二十三日午前十一時から山形市労働会館で中央会の創立総会を、続いて正午から同所で共済連の創立総会を開催する。

。総会附議事項

① 定款承認 ② オ一 年度事業計画設定 ③ オ一 年度の中央会経費を賦課金一、一六万六千円とする ④ 役員選任

をきめて、いよいよ五月二十三日に中央会、県共済連合会の両者を同じ場所で設立総会を開くことになった。

その頃、国会では農協法一部改正法案が提出されて、農協中央会設立、農協共済事業に対する監督規定強化等の内容が法制化する動きが目立つて来たのであったが、法律が出来た後で、それに合せた性格、内容に両団体をつくり変えして行くことにして、予定通り五月二十三日、両団体の創立総会が開催となつた。

この中央会の創立総会で決定したことは次の通りである

(1) 定款（抜すい）

。目的 中央会は農業協同組合および同連合会の健全な発達を図り、農協法オ一条の目的（農民の協同組織の発達を促進し、農業生産力の増進と、農民の経済的地位の向上を図り、あわせて国民経済の発達を期することを目的とする）の実現を期する。

(2) 事業

(1) 組合の行う左の事業の指導

① 組合員が行う食糧増産、農業生産および経営の指導

② 金融、販売、購買、共済等に関する事業

③ その他組合が行う一切の事業

(3) 組合の組織、経営の指導ならびに監査

(4) 組合員および組合に関する事項の建議

(5) 区域（地区） 山形県の区域

(6) 事務所 山形市におき、従たる事務所は山形市、赤湯町、新庄市、

鶴岡市におく

(7) 経費 賦課金、補助金、寄附金

(8) 昭和二十九年度収支予定計画

(+) 収入(一、三三三万二千円)

六万六千円

補助金 県費助成金二百万円

(+) 支出(一、三三三万二千円)

事業外収入 家の光普及助成費一六万六千円

農業増産および経営指導費七五万円、農協整備拡充費百五十万円、

農政対策費六〇万円、教育情報費七五万円、人件費七二五万六千

円、事務費七七万円、業務費五四万円、諸税負担金三六万八千円、

施設費五二万一千円、創立費二〇万円、予備費七万七千円

会長、副会長、理事、監事の選任結果は

。会長 大山不二太郎(樋岡組合長)

。副会長 遠田善兵衛(余目同)

。理事 横尾健三郎(本沢)、高橋一司(天童)、渡辺七兵衛(寒河江

才一)、熊谷伊助(萩野)、遠藤清海(米沢)、小関信一(平野)、

江口太郎(犬川)、平田広吉(上郷)、伊藤惣治郎(北平田)

。監事 山木武夫(県信連会長)、押野豊太(県經濟連同)、佐藤晃司(庄内経済連同)

正午からは県共済農協連合会の設立総会を開き、五月三十一

日の才一回役員会で、互選の結果、会長理事に中央会と同じ、

大山不二太郎氏、筆頭理事に横尾健三郎氏、代表監事に榎本芳太郎氏、参事に草刈政蔵氏をそれぞれ決定、六月十五日の設立認可を得て、県共済連は県指導協会を母体にし、独立連合会となつて巣立つたわけである。

### 。本 所

総務部(部長のほか二)  
農政部(部長のほか四)

会長—副会長—参事

理事  
監事

### 。支 所

組織經營部(部長のほか四)

村山支所(支所長のほか七)  
最上支所(〃三)  
置賜支所(〃四)

庄内支所(〃一〇)

(支所は指導協会時代の四指導協会を二十九年六月一日付で解散して、そのまま支所としたものである。)

このようにして県農業協同組合中央会は任意団体の形で発足したのであつたが、国会で審議を進めていた農業協同組合法の一部改正法が、二十九年六月十五日に公布となつて、人々中央会を法律の上で改変して行かねばならぬことになつた。中央会が生れて僅かに二十三日目である。

## 設立した中央会の当初の機構

## 総合農協組織状況

## 1. 地帯別・規模別・総合農協数調

(昭和33.3.31現在)

規 模 別	地 帯 別	水田地帯	田畠地帯	畠 地 帯	山間地帯	計	
						組 合 数	構 成 比 率
大 規 模(組合員 700人以上)		6	14	6	2	28	11,9
中 ( 500~700)		19	33	5	1	58	24,8
小 ( 300~499)		32	33	9	15	89	37,9
特 小( 300人未満)		16	22	2	20	60	25,4
計		73	102	22	38	235	100,0

## 2. 地区別組合数及び組合員数の推移

地 区 別	30 年 度 末		31 年 度 末		32 年 度 末	
	組合数	正組合員数	組合数	正組合員数	組合数	正組合員数
東 南 村 山	44	20,599	43	20,528	43	20,280
西 村 山	24	12,507	23	12,584	21	12,525
北 村 山	28	13,468	28	13,615	26	14,156
最 上	24	9,039	24	8,976	24	9,141
東 南 置 賜	34	16,622	33	16,753	32	17,208
西 置 賜	19	9,250	19	9,356	18	9,594
田 川	43	19,370	41	19,496	41	19,559
飽 海	30	13,608	30	13,891	30	13,914
計	246	114,472	241	115,199	235	116,377

## 3. 総合農協役員数の推移

年 度 别 地 方 別	30 年 度 末				31 年 度 末				32 年 度 末						
	常勤 理事	非常勤 理事	監事	計	常勤 理事	非常勤 理事	監事	計	一組合 平均	常勤 理事	非常勤 理事	監事	計	一組合 平均	
東南村山	51	355	144	550	12	58	331	146	535	12	50	346	140	527	12
西 村 山	32	167	72	271	11	26	162	68	256	11	23	137	59	219	10
北 村 山	19	199	76	294	12	19	201	74	294	12	18	198	70	286	12
最 上	19	176	74	269	11	20	174	73	267	11	22	165	73	260	11
東南置賜	38	256	94	388	12	37	246	91	374	12	37	252	95	376	12
西 置 賜	15	134	50	199	12	16	132	52	200	12	16	133	52	201	12
田 川	39	333	132	520	12	55	324	128	507	12	51	330	129	507	12
飽 海	55	218	90	347	12	39	214	87	310	12	36	219	86	341	12
計	268	1,838	732	2,838	12	270	1,784	719	2,773	11	253	1,780	701	2,753	12